

# 郡上市観光連盟ホームページへの広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、郡上市観光連盟ホームページ広告掲載要綱に基づき、郡上市観光連盟ホームページ広告掲載基準について定めるものとする。

(規制業種又は事業者)

第2条 次のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種又は風俗営業類似の業種
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるもの
- (3) 消費者金融に関するもの
- (4) たばこに関するもの
- (5) ギャンブルに関するもの
- (6) 個人の秘密を調査する業種
- (7) 社会問題を起こしているもの
- (8) 法律に定めない医療類似行為を行う事業者
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続き中の事業者
- (10) 各種法令に違反しているもの
- (11) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載基準)

第3条 広告内容が次のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品、及び粗悪品など不適切なサービスを提供するもの
- (3) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (4) 郡上市観光連盟の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (5) 公職の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (6) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- (7) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの
- (8) 社会的に不適切なもの
- (9) 国内世論が大きく分かれているもの
- (10) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもので、次のいずれかに該当するもの
  - ア 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示や誤解を招くような表現  
例 「世界一安い」「一番安い」
  - イ 射幸心を著しくあおる表現
  - ウ 人材募集広告については、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
  - エ 投機性のある商品、サービス
  - オ 法令等で認められていない業種、商法又は商品

- カ 国家資格等に基づかないものが行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもので、次のいずれかに該当するもの
  - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連するなど、表示する必然性があるときにはその都度適否を検討する。
  - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
  - ウ 残酷な描写など善良な風俗に反するような表現
  - エ 暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの
  - オ ギャンブル等を肯定するもの
  - カ 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの

(禁止表現)

第4条 次に掲げる表現を含んだ広告は、閲覧者の意思に反した動きや誤解を与えるおそれがあるため、禁止する。

- (1) アラートマーク
- (2) いいえ、キャンセル、閉じるなどのボタン
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボタン
- (5) プルダウンメニュー
- (6) チェックボックス

(郡上市観光連盟ホームページとの区別)

第5条 次に掲げる表現は、閲覧者が郡上市観光連盟ホームページの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止する。

- (1) 郡上市観光連盟ホームページと類似する色調又は字体を使用するもの
- (2) 閲覧者に郡上市観光連盟の事業であると誤解を与えるおそれのあるもの

(色調)

第6条 文字色と背景色の明度差は十分にとり、また、背景に模様のある画像若しくは写真等を使用する場合は、文字の周囲を縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

第7条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附則

この基準は、平成23年5月26日から施行する。